

# 災害時等における施設等の 使用に関する協定書

令和5年2月20日

石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長

石狩市花川北1条4丁目47番地

丸正石狩設備工業株式会社

代表取締役

# 災害時等における施設等の使用に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と丸正石狩設備工業有限会社（以下「乙」という。）は、石狩市域で地震、風水害等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、次に規定する甲の施設を指定緊急避難場所として使用する際に乙の所有する施設等の使用に関し、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、石狩市内において災害時等に、避難する地域住民等（以下「避難者」という。）の安全確保のため、乙が甲から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という）第238条の4第7項により使用許可（以下「使用許可」という。）を受けている次条の対象施設（以下「甲の施設」という。）内に設置された第3条の乙の所有する施設等の使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。なお、本協定は、災害時等に乙が自主的に実施する避難者への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（対象施設等）

第2条 甲の施設は、次のとおりとする。

（1）対象施設 石狩市横町37番地ほか（旧石狩小学校用敷地内）

（2）施設の区分、種目、数量

区分	公共用財産
種目	土地（旧石狩小学校用地、住宅用地）
数量	14,375.55㎡
内訳	横町37, 39（学校用地）6,074㎡のうち2,650㎡ 横町38（学校用地）2,445㎡のうち2,445㎡ 横町45-2（学校用地）4,780㎡のうち767㎡ 弁天町51-1（宅地）1,078.55㎡のうち1,078.55㎡
使用目的及びその用途	災害支援機材の保管、キャンプ場、地域特産品等の販売
使用期間	令和4年7月1日から令和5年3月31日まで。ただし、期間満了1か月までの申請及び許可により引き続き使用可能

2 避難者に前項の施設を使用させる場合、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、指定緊急避難場所の一部利用制限など必要な措置を講ずるため、甲と協議することができるものとする。

（乙の所有する施設等の使用）

第3条 乙の所有する施設等のうち、災害時に乙が避難者に使用させるものは、次に掲げるものとする。

- （1）トイレ・シャワー・洗濯設備
- （2）炊事場
- （3）電源
- （4）その他の乙の所有する施設

(使用許可の停止)

第4条 甲は、災害時には、法第238条の4第9項により、乙に対する甲の施設の一部又は全部の使用許可を一時的に停止する。この場合において、緊急を要する場合にあっては口頭により通知し、その後速やかに書面により通知するものとする。

2 乙は、前項の通知があった場合は、第2条第2項の規定による措置等を講じたうえで、応じなければならない。

(協力)

第5条 乙は、甲から前条第1項の通知を受けた場合は、本協定の内容にしたがって速やかに指定緊急避難場所としての使用を妨げることがないように必要な措置を行わなければならない。この場合において、当該措置のため、乙は、乙の顧客に対して、乙の施設が指定緊急避難所である旨の周知を行うとともに、積極的に地域住民、自主防災組織等との連携を図るよう努めるものとする。

(使用許可の停止期間及び停止の終了)

第6条 第4条第1項の規定による使用許可の停止期間は、地域の被害状況や乙の顧客対応等を鑑みながら、甲及び乙が協議の上、甲が決定し、乙に通知するものとする。

2 前項の使用期間が満了した時点で、使用許可の停止を終了するものとする。

(費用負担)

第7条 甲が災害時等における指定緊急避難場所として使用している期間の甲の施設の乙の使用料については、石狩市行政財産使用料条例（平成5年条例第17号）第3条の規定に基づき減免する。

2 甲は、災害時等における乙の設備や資機材の使用に係る費用については、甲が負担する。

3 甲は、避難者が乙の管理する施設又は設備や資機材を滅失又は棄損した場合（原因者が不明な場合を含む。）には、原状回復を行うものとする。

4 甲は、前2項の請求が乙からあった時は、その内容を確認の上、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての意見交換を行い災害時等に備えるものとする。なお、連絡体制については連絡体制表（様式第1号）により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

2 甲と乙は、災害時等において被災地域や被災者の状況等について情報交換を行うものとする。

(事故等にかかわる責任)

第9条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する避難者、甲、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第10条 乙は、食料、飲料及びその他の備品等を、自己の判断及び負担において避難者に提供できるものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定については、本協定の終了後においても適用される。

(協議)

第12条 本協定の定めがない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から使用許可を受けている期間までとする。

ただし、使用許可を受けている期間が更新された場合は、本協定にあっても更新されるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年2月20日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2  
石狩市長 加藤 龍幸

乙 石狩市花川北1条4丁目47番地  
丸正石狩設備工業株式会社  
代表取締役 熊谷 雅之

## 連 絡 体 制 表

甲：石狩市

		連 絡 先	
①	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail
②	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail
③	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail
④	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail

乙：丸正石狩設備工業有限公司

		連 絡 先	
①	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail
②	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail
③	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail
④	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail